

令和7年度

閲覧設計書

工 事 名	農村地域防災減災事業（用排水） 向花地区 7-1工区
工 事 箇 所	鹿児島県 霧島市国分姫城地内
工 期	令和8年3月23日 限り

【閲覧設計書内訳】

内 訳	添付の有無
特別仕様書	○
位置図	○
設計内訳（金抜き）	※ ○
工事図面	○
工事内訳書（様式）	○

※は参考資料である。

◎本閲覧における問い合わせについては担当係までお願いします。

担 当 係	農村整備課 保全係
-------	-----------

閲覧方法	電子閲覧 (ホームページ閲覧)
------	--------------------



鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 農林水産部 農村整備課

工 事 特 別 仕 様 書

- 1 工 事 名 農村地域防災減災事業(用排水)向花地区 7-1工区
2 工 事 場 所 霧島市国分姫城地内
3 工 期 令和8年3月23日限り

第 1 章 総則

農村地域防災減災事業(用排水)向花地区の施工に当たっては、鹿児島県農政部制定「農業土木工事共通仕様書(令和6年10月)」(以下「共通仕様書」という)、「農業土木施工管理基準(令和6年10月)」(以下「施工管理基準」という)、「工事請負契約書」及び「設計図書」に基づいて実施する。共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第 2 章 工事内容

1 目的

この工事は、農村地域防災減災事業(用排水)向花地区の事業計画の一環として、用排水路整備を行うものである。

2 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

主要工事内訳

工 種	規 格	数 量	備 考
樋門工		一式	

3 工事数量

本工事の数量は、設計図面及び参考資料による。

受注者は本工事数量に関して疑義が生じた場合には、監督職員と協議すること。

4 契約工期等の取扱い

- (1) 本工事は繰越を予定しているが、工事契約後に繰越申請を行い、9月議会承認予定としている。完了工期については、承認後に通知する。

第 3 章 施工条件

1 工程制限

この工事の施工については、所定の工期までに完成させ、翌年度の営農、一般交通の通行等に支障を来さないようにしなければならない。

第 4 章 現場条件

1 土質

この工事の施工場所の土質は、砂質土、粘性土と想定している。

2 関係機関との連絡調整

霧島市耕地課、地元水管理組合、地元自治会をはじめ関係機関と連絡を密にし円滑な工事実施に努めること。

3 地下埋設物

工事施工中において、埋蔵文化財、水道管、ケーブル等を発見した場合は、直ちに工事を中止して監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

4 . 第三者に対する措置

(1) 騒音・振動対策

第三者(隣接建物等)への騒音・振動対策については、特に注意をはらい施工に当たっては、騒音・振動による被害を防止するため、十分な調査・計画をたてること。

また、ブロック積や墓・宅地・構造物等にヒビ、亀裂等が入らぬよう特に注意して施工するとともに毎日1回被害状況を調査すること。

資材等の運搬車両が宅地近辺の県道、市道等を通過する際においても騒音・振動対策に注意すること。

周辺住宅とは、日頃より工事工程等の連絡を行い、良好な対話を図っておくこと。

なお、施工が原因で既存構造物、河川、作物等への被害が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。

(2) 土砂等の流出防止工

工事区域外への土砂等の流出防止のため仮沈砂施設等、防災施設を設け工事施工に伴う土砂等の流出防止に努めなければならない。

(3) 保安対策

通行止め等、工事箇所近隣の居住者等とは工事工程を報告する等積極的に地元対策を実施し、トラブルがないようにすること。

通行人の安全確保は十分に行うこと。

(4) 第三者の指導

工事中、関係の地元住民や官公署より指導を受けた場合は、直ちに監督職員に申し出で指示を受けなければならない。

(5) 環境への配慮

生コン車によるコンクリートの現場搬入を行った場合、生コン車の洗車水は現場で垂れ流すことなく生コン工場まで持ち帰り適切な処理をしなければならない。

(6) 既存の建造物

工事の施工にあたり他の建造物、立木等に影響があるときは、監督職員と立会いを行い入念な注意と防護をすること。万一これらに損傷を与えた場合は、受注者の責任をもって直ちに復旧又は補償しなければならない。

5 . 建設副産物

(1) 適正処理に係る確認方法は次のとおりとする。

1) マニフェスト情報を収録した磁気媒体(CSV形式)による確認

2) 受渡確認票による確認

(2) 工事完成書類に添付するマニフェストは、E票(写し)とする。

また、工事完了時点でE票が元請業者に返送されていない場合については、A票、B2票及びD票のうち元請け業者で保管する最新の票の写しを添付すること。

但し、この場合においても事後に元請け業者にE票が返送され次第、E票を提出すること。

第 5 章 仮設

1 . 工事用道路(維持管理)

近隣の県道、市道等を現場搬入道路として利用することとするが、一般運行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理しなければならない。

また、道路使用前に発注者及び道路管理者と現地確認を行い現状を把握した上で、写真等で記録する。

なお、補修が必要となった場合は、受注者の責任の有無等を踏まえ、設計変更に係る協議を行うことができるものとする。

2 . 指定仮設

以下に示す仮設工は、指定仮設とし設計変更及び検査等の対象とする。

(1) 仮締切工

仮締切工は図面に基づき、大型土のうで締切を行うものとする。

仮締切工の供用中は、降雨後の急激な増水や高波による危険性に対処するため、毎日の気象情報を把握し、必要な現場対応を迅速に行うこと。

仮締切工設置時に締切高を超える出水が発生する恐れがある場合は作業を中止すること。

また、施工区域付近の生物等に影響を与えないように汚濁防止等に努めること。

(2) 仮設鋼矢板工

鋼矢板の打設については、油圧圧入工(硬質地盤)、引抜については油圧引抜工により施工する計画であるが、現場条件等により鋼矢板の打設及び引抜き困難と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。

第 6 章 工事用地等

1 . 受注者の裁量による工事用地等

発注者が確保している工事用地以外の用地(現場事務所及び資材仮置き場等)を受注者の裁量で確保する場合は、必要な手続き(一時農地転用等)を経た上で、受注者の責任において処理するものとする。

なお、工事完了後地権者等が土地の返還に承諾する旨を確認できる書類を提出するものとする。

第 7 章 工事用電力

この工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。

第 8 章 工事用材料

1 . 規格及び品質

各種材料の使用にあたっては、同等以上の品質を有するもので、カタログ、各種成績書により材料使用承認を受けるものとする。

また、原則として監督職員の材料検収を受けるものとする。

(1) 鋼材

鉄筋 異形棒鋼 JIS G3112 SD345

(2) モルタル

モルタルの配合は下表のとおりとする。セメントの種類は高炉セメントB以上とする。

配合比	セメント(kg)	砂(m3)	摘 要
1:3	530	1.05	敷モルタル

(3) コンクリート二次製品

資 材 名	規 格	備 考(用途等)
歩車道境界ブロック	240*120*600	
Co床版	L4900*B1000*t175	
間知ブロック	300×400 控え350	
張ブロック	500×500 厚100	

(4) 路盤材

工 種	材 料	修正CBR	備 考
下層路盤	再生切込 RC-40	30以上	路盤厚80mm超に使用
上層路盤	粒調碎石40mm以下	80以上	路盤厚80mm超に使用

※再生クラッシュランを使用する場合は、すり減り量は50%以下とする。

(5) 瀝青材料

プライムコートに使用する瀝青材料は、アスファルト乳剤PK3とする。

(6) アスファルト混合物

1) アスファルト混合物は、原則再生アスファルトを使用するものとし、混合物の標準配合は、アスファルト舗装要綱による密粒度アスコンとする。

2) 標準設計密度は、車道部2.35t/m³、歩道部2.20t/m³とするが、変更することがある。

3) 骨材寸法は13mm以下とする。

- (7) 基礎碎石
- 1) 基礎用碎石は、再生切込碎石40mm以下とする。
 - 2) 再生碎石40mm以下の粒度の範囲は、農業土木工事共通仕様書のとおりとする。
 - 3) 再生クラッシャランを使用する場合は、すり減り量は50%以下とする。

(8) 伸縮目地材

種 別	材 質	規 格
水路構造(現場打水路)	ゴム発泡体	厚さ20mm、硬度30以上
ブロック積	ゴム発泡体	厚さ10mm、硬度20以上

(9) ガードレール

土中用はGR-2種別C直柱GR-C-4E、構造物はGR-1種別C直柱GR-C-2Bとする。

2 . カタログ、各種成績書等

材 料 名	提 出 物	備 考
土砂碎石類	証明書、試験成績書	
コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書	
生コンクリート	配合設計書	
仮設鋼材	カタログ、試験成績書	
アスファルト混合物	配合設計書	

3 . 材料保管

各種材料は、使用前に破損、変質の有無を検査し、破損品、変質品は使用してはならない。

また、材料は破損変質を来さないように所定の場所に保管しなければならない。

第 9 章 施工

1 . 一般事項

(1) 工事着手

耕作地を使用する場合には、地権者、耕作者に了承を得た後に行うこと。

(2) 水準点及び基準点

この工事の水準点及び基準点は、監督職員が指定するKBM、トラバース点を使用する。

また、各点間の基準高及び座標等については、着工前、施工中、完成時などの段階で確認するものとする。

(3) この工事の事業計画全体(営農防災計画を含む)について、監督職員と打合せを行い、営農に支障のない施設整備に努めなければならない。

(4) 施工に先立ち、地区界、基準杭等を現地で監督職員の立会のもとに確認しなければならない。

また、これらの杭は工事施工中にあっても移動しないように留意しなければならない。

ただし、施工上支障になる場合は、監督職員と打合せのうえ引照杭等を設け終了後復元するものとする。

(5) 検測又は、確認

この工事では、下記の段階の検測又は、確認について事前に監督職員と協議しなければならない。

また、受注者は工程管理を密にし、検測、確認日の調整を行うよう努めなければならない。

工 種	作 業 段 階	備 考
設計と現場の不一致	やり形、丁張り設置後	
材料検収	主要材料到着後	
配筋確認	最初のスパン等で鉄筋の組立後	配筋が変わる度
原位置試験	基礎地盤面、掘削後	平板載荷試験
仮設工	設置完了時点	鋼矢板、軽量鋼矢板
路盤工	施工中	

2 . 土工

(1) 掘削

- 1) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。法面の崩落により、ほかの施設に重大な影響が発生又はその恐れがある時は、速やかに監督職員と打ち合わせなければならない。
- 2) 切土の法面は、安定を確保しながら施工すること。
- 3) 掘削土は埋戻及び盛土に流用するものとする。但し、流用に不適当な場合は、搬入土等について、監督職員と協議するものとする。
- 4) 構造物設置範囲の水田部の表土は、20cm程度剥取りをしなければならない。
- 5) 掘削中湧水があった場合は、その処理について監督職員と協議しその指示により施工を行うこと。
また、地下水位が高い場合も同様とする。

(2) 埋戻、盛土

- 1) 路肩及び構造物周辺の埋戻は、一層の仕上り厚が30cm程度となるようにまき出し、振動コンパクタ90kg級、又はタンパ60～100kg級、あるいは振動ローラ(0.8～1.1t)により、所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。
- 2) 盛土は、一層の仕上り厚が30cm程度となるようにまき出し、振動ローラで所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。

(3) 構造物の地盤

床掘、盛土面に直接既製品(U型溝・合流槽等)を布設する場合、特に据付部は振動コンパクタ90kg級、又はタンパ60～100kg級等での締固めを十分行い、既製品が沈下しないよう施工するものとする。
また、軟弱な地盤が露出した場合は、監督職員と協議を行いその指示によること。
なお、既製品の側面部も同様に締固めを十分に行い、埋戻土や盛土が沈下しないよう施工するものとする。

(4) 建設発生土

建設発生土は、別紙「工事施工条件明示」に基づき適正に処理しなければならない。
また、仮置等をする場合は、降雨等により外部へ流出したり、災害の発生がないように十分留意し、管理しなければならない。

3 . 基礎工

(1) 基礎砕石

基礎砕石は、再生材40mm以下を均等に敷均した後、振動コンパクタ90kg級(又はタンパ60～100kg級)により転圧を行い、所定の密度を確保しなければならない。

4 . 鉄筋工

(1) 組立・加工

鉄筋加工組立については、図面で十分理解したうえで行うこととし、疑義がある場合は速やかに監督職員と打ち合わせること。

(2) スペーサ

スペーサは、構造物の側面については、原則、2個/㎡以上、構造物の底版については、4個/㎡以上設置するものとする。

5 . コンクリート

(1) 打設

- 1) コンクリート打設は、型枠、配筋配置の、それぞれの検査を受けた後、打設するものとする。
- 2) コンクリートの打設に当たっては、硬化時の発熱によるひび割れ等の発生に十分注意をしなければならない。
- 3) 打設工法については監督職員と打合せのものとする。

(2) 養生

現地の気象条件等を十分考慮のうえ、コンクリート打設後に急激な温度変化、湿度、乾燥等の有害な影響を受けないよう十分に注意して養生しなければならない。

- 6 . 復旧工
道路及び法面等の復旧は、工事開始前の状態に復旧すること。
道路舗装復旧等は、沈下しないよう十分に転圧し復旧することとし、沈下等があった場合は、受注者の責任において処理すること。
- 7 . 道路復旧工
(1) 道路復旧
道路及び法面の復旧は、工事開始前の状態に復旧すること。
また、道路舗装復旧等は、沈下しないよう十分に転圧し復旧することとし、沈下等があった場合は、受注者の責任で処理すること。
- (2) 路盤工
下層、上層路盤工は所定の密度等が得られるまで締め固めなければならない。
- | 材料 | 路盤の品質管理(密度)規格値 | 備考 |
|------|----------------|----|
| 再生碎石 | 93%以上 | |
| 粒調碎石 | 93%以上 | |
- (3) アスファルト舗装工
1) マーシャル試験に対する基準値は、アスファルト舗装要綱によるものとし突固め回数は50回とする。
2) 表層工の施工にあたっては、プライムコート(アスファルト乳剤PK-3)126 $\frac{kg}{100m^2}$ ／100 m^2 程度を路盤面に均一に散布し、密着をはからなければならない。
3) プライムコートを施工してから交通開放するときは、プライムコートの上に砂0.3 m^3 /100 m^2 をまいて保護しなければならない。
4) 締固めは振動ローラ3～12t級及びタイヤローラ8～20t級により、基準密度の94%以上になるまで締固めなければならない。
- 8 . 耕地復旧工
(1) その他工事施工上必要な用地については、関係者並びに監督職員と復旧工法について十分打合せの上、後々、問題の生じないよう適切に復旧しなければならない。
- 9 . 仮設工
仮設工については、「共通仕様書」「土木工事等施工技術安全指針」に則り適正に設置、管理を行うこと。

第 10 章 施工管理

1 . 施工管理の基準

- (1) 施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準は、監督職員と協議すること。
- (2) 施工管理基準の変更及び除外項目は、協議による。
- (3) 施工管理における規格値は、施工管理基準の管理基準値(参考)を満たす値、もしくは別途定めた社内規格値を採用するものとする。ただし、社内規格値については、施工管理基準の管理基準値を満たす値とする。

第 11 章 土砂流出防止対策

1 . 調査

施工計画書を作成するのに先立ち実施するものとする。
現場内を把握するため設計図書を持参し、工事対象区域内の湧水箇所、排水状況、土地利用状況、農地保全施設、土砂流出防止施設、動植物の生態系、気象及び被害状況等を調査し土砂流出防止対策を検討するものとする。
また、取り付け道路、施工区域外部の排水路の流末処理状況、緊急時に影響が及ぶ可能性のある一帯の民家等重要な諸施設の調査を行い、土砂流出防止対策工法を検討する。

2 . 施工計画書の作成

正確、安全な計画を立てることはもとより、現地調査等により検討した土砂流出防止対策工法(発生源対策、流出防止対策、自然環境保護対策等)を加味した施工計画書を作成し、提出しなければならない。

- 3 . 土砂流出パトロール
降雨時には現場内の法崩れ、その他河川(海)への流出の恐れのある箇所などを事前にパトロールし、危険箇所や流出があった場合、応急的な措置をとると共に、その結果を監督職員に報告し日誌に管理するものとする。
 - 4 . その他
上記事項に留意し、地区内からの土砂流出は完全に防ぐ心構えで工事施工すること。
- 第 12 章 条件変更の補足説明
この工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。
- 1 . 第2章の2、3の工事概要及び工事数量に変更があった場合
 - 2 . 掘削にともない、第4章の1の土質に相違があった場合
 - 3 . 転石や岩盤等の出現
 - 4 . 地下水位が高い場合、あるいは湧水がある場合
 - 5 . 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現
 - 6 . 排出ガス区分
- 第 13 章 安全管理
- 1 . 工事施工の安全を期するため、共通仕様書第1章第1節1-1-42「諸法令、諸法規の遵守」の法律、規則等を守らなければならない。
 - 2 . 交通管理については、工事現場内外のトラブル、交通事故の絶無を計り、一般交通の安全性を確保しなければならない。
 - 3 . 工事現場を標示する工事板(工事予告版、工事名標識板、協力依頼板、協力感謝板等)は、規定の本数を規定の位置に設置すること。
また、工事区間内は車の通行に支障のないように路面を整理して、安全ロープ、防護柵、夜間標識、バリケード等を設置して、事故防止に努めなければならない。
 - 4 . 工事施工のための安全対策は、(別紙—1)による。
- 第 14 章 定めなき事項
この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と工事打合せ記録簿及び打合せ書により協議するものとする。
- 第 15 章 その他
- 1 . 検査
 - (1) 工事は、関係機関の検査及びその他の関係機関の検査を受けることがある。その結果、手直し等を生じた場合は、受注者の負担でこれに応じなければならない。
 - (2) 検査に当たっては、現場代理人及び主任技術者並びに施工管理責任者は必ず立会いしなければならない。
 - (3) 検査に必要な資料の提出及び測量器械並びにその他の機材の準備については、検査員の指示に従わなければならない。
 - (4) 検査箇所の修復は、検査員の指示により受注者の負担で速やかにこれに応じなければならない。
 - 2 . 提出書類
 - (1) 工事工程管理に基づき、月末の工事進捗見込みを当月25日までに報告するものとする。
 - (2) 共通仕様書に基づく施工計画書は、契約締結後に提出しなければならない。
 - (3) 出来高数量等は、契約工期期限の概ね1ヶ月前までに提出する。

- 3 . 工事関係書類簡素化の確認
本工事の受注者は、契約後すみやかに「工事関係書類簡素化の手引き(農政部版)」に基づき、作成する工事関係書類を受注者と確認すること。
なお「工事関係書類簡素化の手引き(農政部版)」については、鹿児島県ホームページから取得できる。<https://www.pref.kagoshima.jp/ag09/kansoka1.html>
- 4 . 施工計画書作成の留意点
施工計画書の作成にあたっては、前記の工事内容、現場条件及び受注者の現地調査、並びに経験上の提案等を反映させ、監督職員の確認を得ること。
- 5 . 個人情報の取り扱い
個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報取扱特記事項(別紙ー2)を遵守しなければならない。

第 1 条 工事施工のための安全対策

1 . 分別解体等の方法

(1) 安全標識

- 1) 立入り禁止の標識
- 2) 制限速度及び注意の標識
- 3) 工事予告の標識
- 4) その他上記に準ずるもので掲示板、看板、立札、安全塔、各種標識、掲揚塔、保安塔、回転灯

2 . 安全施設

(1) 工事現場の囲い、手すり、地すり(幅木)

- 1) 工事現場周辺の囲い、有刺鉄線、ロープ等
- 2) 墜落の危険のある作業場所での手すり、地すり、安全ロープ等
- 3) 落下物に対する簡単な金網、板等の防護施設

(2) 高圧機器の感電防止柵等

- 1) 地上に設置する変圧及び、高圧負荷の機器の防護策等
- 2) 簡易クレーン等が道路又は、道路上を横断する場合、落下物に対する簡単な防護施設

(3) 警報装置等

- 1) 交通頻繁な出入口等に設置する警報装置(信号機、カーブミラー等)
- 2) 危険区域からの退避等を知らせる警報装置(鐘、サイレン等)
- 3) その他(トランシーバー、保安燈の電池、赤旗等)

(4) 交通安全施設等

バリケード、セーフティコーン、進入防止柵、歩道柵、放送施設、その他警報施設、遮断機等

(5) その他上記に準ずる危険防止施設

3 . 監視員等の配備

(1) 監視員

- 1) 線路に接近して行う作業で列車及び作業員の安全確保の必要な場合の監視
- 2) コンクリート橋梁仮設作業等の支保工の変形圧縮沈下等の監視
- 3) 土石の崩壊又は落下の危険のある作業場所での監視
- 4) 道路及び通路等に接近して作業をする場合の道路監視

(2) 誘導員

- 1) 土砂場、崖縁、見通し困難な場所、工事用道路と一般道路との交差する箇所、土石等の崩壊、落下の恐れのある箇所、又は他の作業箇所と接近する箇所等で安全に必要な箇所での誘導
- 2) 一般公道上で作業する場合の誘導
- 3) その他上記に準ずるもの

(3) 見張員

- 1) 倒壊及びコンクリート塊、鉄片等の飛散、落下に対する災害防止に必要な場合の見張り
- 2) 見通しの悪いところの見張り
- 3) その他上記に準ずるもの

(4) 信号手

- 1) トラック等の出入頻繁な箇所の信号手
- 2) 点火(発破作業)の合図、退避の合図(旗振り)のため
- 3) 危険作業及び交通頻繁な箇所の信号手
- 4) その他上記に準ずるもの

(5) 安全用品

保安帽、命綱、防じんマスク、防毒マスク、耳栓、信号燈、発煙筒等

第 2 条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

(別紙一2)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による工事の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、この契約による工事に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 2 乙は、この業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(保有の制限等)

- 第3 乙は、この契約による工事を行うために個人情報を保有するときは、その工事の目的を明確にするとともに、工事の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 乙は、この契約による工事を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、工事の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

- 第4 乙は、この契約による工事に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による工事に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(持ち出しの禁止)

- 第6 乙は、甲の指示があるときを除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 第7 乙は、甲の承認があるときを除き、この工事による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(下請工事の禁止)

- 第8 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う工事を第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。))を含む。)に請け負わせてはならない。なお、下請先が二次下請を行う場合以降も同様とする。
- 2 乙は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第9 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還)

- 第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し若しくは作成した個人情報記録された資料等は、工事完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(報告義務)

- 第11 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

(事故報告)

- 第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び実地調査)

- 第13 甲は、乙がこの契約による工事を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

(指示)

- 第14 甲は、乙がこの契約による工事を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができ、乙はこれに従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

- 第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

(漏えい等が発生した場合の責任)

- 第16 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

※甲は発注者、乙は受注者とする。

工事施工条件明示

工事名：農村地域防災減災事業（用排水）向花地区 7-1 工区

（令和7年5月版）

明示事項	明示内容	該当	出典	
				頁
基本事項	概算数量発注	—	共通仕様書 ③1-1-19	244
	契約保証金	○	契約書 第36条	—
	前払金	○	契約書 第35条	—
		○		
	部分払	○	契約書 第38条	—
	繰越予定工事の工期	—	共通仕様書 ③1-1-3	238
	余裕期間	—	共通仕様書 ③1-1-4	238
	週休2日試行工事	○	共通仕様書 ③1-1-16	244
	環境改善実施要領	○	共通仕様書 ③1-1-43	252
	品質証明	—	共通仕様書 ③1-1-9	240
	中間検査	○	共通仕様書 ③1-1-2	238
	暴力団関係者以外による不当介入を受けた場合の措置	○	対応方針	—
	特例監理技術者の配置	—	共通仕様書 ③1-1-10	241
	監理技術者等の専任義務の合理化等	○	建設業法	—
	現場代理人の兼任	—	共通仕様書 ③1-1-14	242
	法定外の労災保険の付与	○	共通仕様書 ①1-1-50	24
	熱中症対策	○	共通仕様書 ③1-1-25	246

※1 「該当」欄について ○：該当（適用）する —：該当（適用）しない
 ※2 「出典」欄共通仕様書について ①：第1編 ②：第2編 ③：第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

工事施工条件明示

工事名：農村地域防災減災事業（用排水）向花地区 7-1 工区

（令和7年5月版）

明示事項		明示内容	該当	出典	頁														
	時間的制約を受ける工事	・ 時間的制約を受ける工事の対象工事	—	共通仕様書 ③1-1-23	245														
	施工箇所が点在する工事	・ 施工箇所が点在する工事の対象工事	—	共通仕様書 ③1-1-28	247														
	現場環境改善費	・ 現場環境改善費の適用工事	○	共通仕様書 ③1-1-21	245														
	建設キャリアアップシステム	・ 建設キャリアアップシステム活用の対象工事(受注者希望型)	○	共通仕様書 ③1-1-8	239														
	三者技術調整会	・ 三者技術調整会を開催する工事 共通仕様書の改定までの間は以下のとおりとする。 三者技術調整会は、「農業農村整備事業 三者技術調整会実施要領」に基づき実施することとするが、当該要領は鹿児島県ホームページによる。	—	実施要領 共通仕様書 ③1-1-18	244														
	快適トイレの設置	・ 建設現場における「快適トイレ」設置の対象工事(受注者希望型) 「快適トイレの設置」は共通仕様書の改定までの間、以下に読み替えるものとする。 受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。 ・ 快適トイレを設置する場合は、『鹿児島県の建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領』に基づき行うものとする。 なお、試行要領は鹿児島県ホームページから取得できる。 運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、別途計上は行わない。	○	共通仕様書 ③1-1-22	245														
	施工パッケージ型積算基準	・ 農林水産省制定「土地改良積算基準」以外の他省庁が定める施工パッケージ型積算方式を利用 <table><tr><td>歩掛名</td><td>使用基準</td><td>制定元</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	歩掛名	使用基準	制定元													—	共通仕様書 ③1-1-20
歩掛名	使用基準	制定元																	
	石綿使用の有無	・受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿(アスベスト)の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。 石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督署に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。	—	共通仕様書 ①1-1-53	24														
	地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について	1)本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。))について、工事実施に当たって不足する技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる試行工事である。 営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2)発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。 3)受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書(以下「計画書」という。)を作成し、監督職員に提出するものとする。 4)受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書(以下「変更計画書」という。)を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5)受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6)発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 7)発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8)疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。	—	特別仕様書	—														
工事関係	夜間工事	・ アスファルト合材夜間小ロセット料金が発生する工事	—	共通仕様書 ③1-1-24	245														

※1 「該当」欄について

○：該当（適用）する —：該当（適用）しない

※2 「出典」欄共通仕様書について ①：第1編 ②：第2編 ③：第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

工事施工条件明示

工事名：農村地域防災減災事業（用排水）向花地区 7-1 工区

(令和7年5月版)

明示事項		明示内容				該当	出典		頁																																									
工事関係	1日未満で完了する作業	・ 1日未満で完了する作業				—	共通仕様書 ③1-1-26	246																																										
	ICT活用工事	・ 発注者指定型 ICT活用工事の対象工事				—	特別仕様書	—																																										
	ICT活用工事	・ 受注者希望型 ICT活用工事の対象工事				—	共通仕様書 ③1-1-15	243																																										
	コンクリート	<table><tr><th>呼び強度 (N/mm2)</th><th>スランブ (cm)</th><th>格付最大寸法 (mm)</th><th>水セメント比 (%)</th><th>セメントの種類</th><th>使用目的</th></tr><tr><td>24</td><td>12</td><td>25</td><td>60</td><td>BB</td><td>樋門工</td></tr><tr><td>18</td><td>8</td><td>40</td><td>65</td><td>BB</td><td>均しコンクリート</td></tr><tr><td>18</td><td>8</td><td>25</td><td>65</td><td>BB</td><td>胴込コンクリート</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				呼び強度 (N/mm2)	スランブ (cm)	格付最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類	使用目的	24	12	25	60	BB	樋門工	18	8	40	65	BB	均しコンクリート	18	8	25	65	BB	胴込コンクリート																			○	共通仕様書 ③2-2-1	254
	呼び強度 (N/mm2)	スランブ (cm)	格付最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類	使用目的																																												
	24	12	25	60	BB	樋門工																																												
	18	8	40	65	BB	均しコンクリート																																												
18	8	25	65	BB	胴込コンクリート																																													
構造物品質確認調査	・ 構造物品質確認調査の実施 対象構造物：				—	共通仕様書 ③2-2-2	254																																											
遠隔臨場	・ 遠隔臨場の試行対象(受発注者協議による)				○	試行要領	—																																											
建設副産物	建設発生土の処理	・ 建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 受入場所の名称：環境保全建設(株) 受入場所の所在地：霧島市国分上之段山中435番地外 搬出土量：365 m ³ 運搬距離：10.8 km その他：				○	共通仕様書 ③1-1-38	249																																										
	再生資材の利用	・ 下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。 <table><tr><th>資材名</th><th>規格</th><th>備考</th></tr><tr><td>再生切込砕石</td><td>RC-40</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>				資材名	規格	備考	再生切込砕石	RC-40											○	共通仕様書 ③1-1-39	250																											
	資材名	規格	備考																																															
	再生切込砕石	RC-40																																																
建設発生土の利用	・ 盛土又は埋戻に使用する土は、下記工事からの建設発生土(又は購入土、建設汚泥処理土)を利用する。 建設発生土の種類： 工事名： 所在地：				—	共通仕様書 ③1-1-39	250																																											
指定副産物(コンクリート塊)の再生利用	・ 30cm程度に小割して、盛土材として利用する。				—	共通仕様書 ③1-1-39	250																																											
建設リサイクル法																																																		
①分別解体の方法	<table><tr><th>工程</th><th>作業内容</th><th>分別解体等の方法</th></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 ■ 有 □ 無</td><td>□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工 ■ 有 □ 無</td><td>□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎工事</td><td>基礎工事 □ 有 ■ 無</td><td>□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 □ 有 ■ 無</td><td>□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属物</td><td>本体付属物の工事 □ 有 ■ 無</td><td>□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用</td></tr></table>				工程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用	②土工	土工 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用	③基礎工事	基礎工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属物	本体付属物の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	○	共通仕様書 ③1-1-39	251																									
工程	作業内容	分別解体等の方法																																																
①仮設	仮設工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用																																																
②土工	土工 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用																																																
③基礎工事	基礎工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																																																
④本体構造	本体構造の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																																																
⑤本体付属物	本体付属物の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																																																
②施設の名称及び所在地	・ 指定副産物(建設発生土を除く)は、下記の再資源化施設に搬出する。 <table><tr><th>廃棄物の種類</th><th>施設の名称</th><th>所在地</th><th>運搬距離</th></tr><tr><td>コンクリート(有筋)</td><td>環境保全建設(株)</td><td>霧島市国分上之段山中469-1</td><td>10.8km</td></tr><tr><td>コンクリート(無筋)</td><td>環境保全建設(株)</td><td>霧島市国分上之段山中469-1</td><td>10.8km</td></tr><tr><td>アスファルト(掘削)</td><td>鹿島道路(株)</td><td>始良市加治木町小山田三ノ塚923</td><td>9.6km</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	コンクリート(有筋)	環境保全建設(株)	霧島市国分上之段山中469-1	10.8km	コンクリート(無筋)	環境保全建設(株)	霧島市国分上之段山中469-1	10.8km	アスファルト(掘削)	鹿島道路(株)	始良市加治木町小山田三ノ塚923	9.6km																														
廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																																															
コンクリート(有筋)	環境保全建設(株)	霧島市国分上之段山中469-1	10.8km																																															
コンクリート(無筋)	環境保全建設(株)	霧島市国分上之段山中469-1	10.8km																																															
アスファルト(掘削)	鹿島道路(株)	始良市加治木町小山田三ノ塚923	9.6km																																															
③受入時間	○ ○ 処 分 場：○○時○○分～○○時○○分 △ △ 処 分 場： エコパーク鹿児島：																																																	

※1 「該当」欄について ○：該当(適用)する —：該当(適用)しない
 ※2 「出典」欄共通仕様書について ①：第1編 ②：第2編 ③：第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

工事施工条件明示

工事名：農村地域防災減災事業（用排水）向花地区 7-1 工区

（令和7年5月版）

明示事項		明示内容	該当	出典	頁															
建設副産物	建設汚泥の再生利用	建設汚泥は、下記の処理概要により現場内で再生利用する。 <table><tr><td>中間処理の場所</td><td>中間処理の方法</td><td>再生品の品質</td><td>利用用途</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途									—	共通仕様書 ③1-1-39	250			
	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途																
①処理概要																				
②品質区分基準	「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用は、下記の条件により算出 <table><tr><td>品質区分基準</td><td>指標等</td><td>試験回数</td></tr><tr><td>品質基準</td><td>コーン指数</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">生活環境保全上の基準</td><td>土壌環境基準(環境基本法)</td><td></td></tr><tr><td>特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)</td><td></td></tr></table>	品質区分基準	指標等	試験回数	品質基準	コーン指数		生活環境保全上の基準	土壌環境基準(環境基本法)		特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)									
品質区分基準	指標等	試験回数																		
品質基準	コーン指数																			
生活環境保全上の基準	土壌環境基準(環境基本法)																			
	特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)																			
建設汚泥の搬出	指定副産物(建設発生土を除く)は、下記の再資源化施設に搬出する。 <table><tr><td>廃棄物の種類</td><td>施設の名称</td><td>所在地</td><td>運搬距離</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離									—	共通仕様書 ③1-1-39	251				
廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																	
①施設の名称及び所在地																				
②受入時間	○ ○ 処 分 場： △ △ 処 分 場： エコパーク鹿児島：																			
根株、伐採木等の利用			—	共通仕様書 ③1-1-40	252															
①発生工事																				
②利用工事																				
舗装切断作業時に発生する排水の処理	1 舗装の切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。 産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物処理を委託する際、排出事業者(受注者)は、その責任において、必要な廃棄物情報(成分や性状等)を把握し処理業者に提供するものとする。 2 当該排水の処理に関し、必要な経費については、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。		○	共通仕様書 ③1-1-44	252															
その他	本工事における支給品は、次のとおりとする。 <table><tr><td>支給材料</td><td>規格</td><td>数量・単位</td><td>支給場所</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	支給材料	規格	数量・単位	支給場所													—	共通仕様書 ①1-1-20	10
支給材料	規格	数量・単位	支給場所																	
支給材料及び貸与品																				
工事現場発生材	下記の現場発生材は、工事現場発生材報告書を作成し、監督職員に引渡すこと。 <table><tr><td>現場発生材名</td><td>引渡場所</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	現場発生材名	引渡場所							—	共通仕様書 ①1-1-21	10								
現場発生材名	引渡場所																			
部分使用	本工事において、工事目的物引渡し前に、工事請負契約書第34条により、下記について受注者の承諾を得て部分使用することがある。 (1)部分使用範囲： (2)部分使用目的： (3)部分使用期間：	—	契約書 第34条 共通仕様書 ①1-1-31	— 14																

※1 「該当」欄について ○：該当（適用）する —：該当（適用）しない
 ※2 「出典」欄共通仕様書について ①：第1編 ②：第2編 ③：第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条